

# 平成 26 年度事業計画(概要)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

## I. 社会福祉諸制度の改革への対応

### <情勢認識>

政策動向ならびに社会福祉を取り巻く状況変化を踏まえ、平成 26 年度においては、生活困窮者への対応、社会福祉法人のあり方など社会福祉協議会ならびに社会福祉法人・福祉施設に共通する課題への対応を強化する。また、障害者福祉、子ども・子育て支援、介護保険に関する法・制度の具体的な施行や見直しに関する対応の検討と実行等、各分野の諸改革に適切に対応していく必要がある。

これらの課題に関しては、社協組織ならびに関係種別協議会における対応とともに、政策委員会を中心にあるべき社会福祉の姿をさらに追求すべく、「全社協福祉ビジョン 2011」の実現に向け、政策提言の一層の強化と活動の具体化を図る。

とくに、社会福祉法人に関する制度およびその経営のあり方をめぐっては、サービスの質の向上の取り組み、情報公開の促進、公益的な取り組みの促進が要請されており、これまでも「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会・報告書」等による実践上の課題整理と取り組み方針の提示・共有化を図ってきている。また、社会福祉法人・福祉施設の事業・財務の実態把握や経営情報の公表の推進等、種々の取り組みを進めてきたところである。

平成 26 年度においても、地域社会における社会福祉法人・福祉施設の存在意義の明確化ならびに経営をめぐる諸課題への対応を最重要課題とし、全国経営協ならびに各種別協議会とともに、関係部所が連携して重点的に取り組む。

さらに、社会的な孤立・孤独や新たな貧困に起因する生活問題の増大等、社会福祉協議会が取り組むべき課題への対応力を強化するため、26 年度においても「社協・生活支援活動強化方針」の具現化を最重要課題に位置づけ、その推進を図る。

取り組みにあたっては、生活困窮者自立支援制度への対応をはじめ、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業等の既存事業の充実・強化、介護保険の地域支援事業の改編への対応等、関連する取り組みを総合的に推進する。なお、地域の新たな生活問題への対応は、社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、行政機関といった社会福祉関係者のみならず、地域住民、NPO・市民活動団体、医療・保健・教育等の関係者等、多様な関係者の協働が不可欠である。こうしたことを念頭に部所間の情報共有や事業実施面での協力を推進する。

東日本大震災被災地支援活動については、引き続き被災地との連携のもと継続的な支援に取り組むとともに、本会「緊急事態に対する業務継続計画 (BCP)」および「大規模災害対策基本方針」に基づき、今後の災害対応のための態勢整備を進める。

## ＜平成 26 年度の取り組み＞

### 1. 「全社協福祉ビジョン 2011」 具体化に向けた取り組みの推進

- ・ 平成 25 年度に開始した「福祉ビジョン実践推進事業」の着実な展開とともに、その成果や課題をとりまとめ、「全社協福祉ビジョン 2011」の一層の具体化を推進する。また、社会福祉法人・福祉施設の公益的取り組みの推進に向けては、全国経営協と連携し、実践事例の収集、整理および関係者への情報提供を行なう。
- ・ 介護保険制度の見直し、子ども・子育て支援新制度の本格施行、新たな障害保健福祉施策の進展、社会福祉法人のあり方の検討等、社会福祉に関する制度・施策の動向を踏まえ、全社協福祉ビジョンがこれら諸改革やその背景にある今日的な福祉課題に対応するよう所要の見直しを行い、行動方針の一層の明確化、具体化を図る。

### 2. 社会福祉法人・福祉施設に関する制度・経営のあり方の検討、提示

- ・ 「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会・報告書」における取り組み方針にそった貧困、孤立等、地域の生活問題に対する活動の普及・推進を図る。関係組織における活動展開の推進・支援にあたっては、全国経営協「アクションプラン 2015」等、関連する計画・方針への取り組み状況を踏まえ、より効果的・効率的な推進を図る。
- ・ あわせて、社会福祉法人経営の質の向上の取り組み、情報公開の促進、公益的な取り組みの促進、福祉サービス利用者の権利擁護・虐待防止の取り組み、福祉人材の確保・育成と処遇の向上および福祉施設長資格の再構築等、社会福祉法人・福祉施設の基盤強化を推進する。さらに、規制改革会議等において指摘されていることを踏まえて、社会福祉法人・福祉施設の経営にかかる基本課題について、全国経営協および各種別協議会とともに検討し、その結果に基づき必要な対策を講じる。
- ・ 福祉サービスの質の向上に向けては、平成 25 年度に改組した「福祉サービスの質の向上推進委員会」を中心に、関係組織との連携のもと、第三者評価の受審促進や苦情解決の取り組み推進を図る。

### 3. 地方分権改革への対応

- ・ 福祉施設最低基準および子ども・子育て支援新制度の条例委任部分について各都道府県の実施状況を把握し、関係種別協議会と連携して必要な水準の確保および制度の充実に取り組む。また、民生委員推薦会の構成および委員の選任要件等、地方分権改革による民生委員法改正の影響について状況把握に取り組むとともに必要な対応を図る。
- ・ 第 4 次一括法案および平成 26 年 6 月に向けて行われる「地方分権改革の総括と展望」の最終とりまとめ等、地方分権改革関係の動向を把握し、所要の対応を図るとともに、地方自治体への働きかけの促進に向け、必要な支援を行う。

#### 4. 次世代育成支援施策、児童福祉制度拡充への取り組み

- ・ 新たな子ども・子育て支援施策の制度設計の具体化に向け、関係組織との連携のもと、必要な提言活動に取り組む。
- ・ 関係種別協議会と連携し、地方版子ども・子育て会議および子ども・子育て支援事業に関する計画、家庭的養護の推進に向けた都道府県計画の策定状況等、児童福祉施策の動向を把握し、子どもの最善の利益の確保に向けて所要の対応を図る。
- ・ 「新たな子ども家庭福祉の推進基盤の形成に向けた取り組みに関する検討委員会」において、これまでの検討結果をとりまとめ、地域における子ども家庭福祉の推進に向けて、必要な提言と幅広い関係者による活動の推進を図るとともに、深刻さを増す児童虐待問題とその防止策について、民生委員・児童委員、児童福祉施設、市区町村社協関係者等、幅広い関係者との連携による具体的な取り組みにつなげていく。

#### 5. 新たな障害保健福祉施策への対応

- ・ 「障害者総合支援法」の施行状況を踏まえ、関係種別協議会と連携し、真に利用者のための制度として具体化するよう、所要の対応を図る。また、障害福祉サービスのあり方や支給決定のあり方等、同法施行後3年（平成28年4月）を目途に行うとされている見直しに向けた取り組みを進める。
- ・ いわゆる「優先調達推進法」については、共同受注窓口の設置等、受注の促進に向けて必要な基盤整備をさらに進める。
- ・ 「障害者虐待防止法」については施行後の状況を、「障害者差別解消法」についてはその施行に向けた状況について関係種別協議会と協力して状況を把握し、所要の対応を図る。

#### 6. 高齢者福祉・介護諸制度等の拡充への取り組み

- ・ 介護保険制度の見直しおよび介護報酬の改定に向け、これまでに提起されている課題および見直しの方向性を踏まえ、社会福祉法人・福祉施設および社会福祉協議会関係者とともに、引き続きサービス利用者や家族等の実態を踏まえた改定が行われるよう、課題整理および提言等を行う。また、地域包括ケアシステムについて、とくに地域福祉推進の視点から社会福祉協議会活動との関係や取り組みに関する検討を進める。
- ・ 予防給付の地域支援事業(市町村事業)への移行に関する問題については、要支援者に対する支援の量の確保のみならず、地域福祉の推進の観点から生活課題の把握や支援活動の活性化が図られるよう、関係者と幅広く連携し、提言活動や生活支援サービスの活性化に取り組む。あわせて、「高齢者の生活支援をすすめるネットワークセミナー」の成果をもとに、高齢者福祉施策の拡充と幅広い関係者による取り組みの普及・推進を図る。

## II. 生活困窮者に対する支援の強化

### <情勢認識>

月例経済報告（平成 26 年 2 月）によれば、「景気は、緩やかに回復している」とされ、雇用情勢も改善しているものの、低所得者や失業者等への生活支援は依然として重要な課題である。国において平成 27 年度の生活困窮者自立支援制度の施行に向けた取り組みが進められるなか、社会的孤立や貧困等といった地域における福祉課題・生活課題に対応するため、社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等、関係者によるこれまでの取り組みの一層の推進とともに、体制整備に向けた政策提言、予算要望活動を展開する必要がある。

生活福祉資金貸付制度に関しては、とくに総合支援資金について、生活困窮者自立支援制度との関係整理を図りつつ、平成 25 年度に実施した現況調査結果やこれまでの検討内容等を踏まえ、制度面、運用面での改善に取り組む必要がある。また、債権管理や償還業務を適切に行っていくために、都道府県社協における実施体制の強化とともに、市区町村社協における事務体制の強化に取り組む必要がある。

### <平成 26 年度の取り組み>

#### 1. 生活福祉資金貸付制度、運用の改善

- 生活困窮者自立支援制度との関係整理を図り、平成 25 年に行った「総合支援資金借受世帯現況調査」の結果を踏まえ、総合支援資金の制度・運用両面において改善に取り組む。
- 社協としての借受世帯への支援機能の一層の強化に向け、「生活福祉資金に関する検討会」等における厚生労働省との協議を進め、制度およびその運用の改善を図るとともに、市区町村社協の事務体制の強化のための予算確保に取り組む。また、地域生活支援における生活福祉資金貸付事業の重要性が一層増すなか、身近な相談窓口である市区町村社協が果たす役割は大きく、その役割についてあらためて検討し、関係者の理解促進に取り組む。

#### 2. 生活困窮者支援策の具体化に向けた対応

- 生活困窮者自立支援制度について、厚生労働省によるモデル事業への市区町村社協の取り組みの促進を図るとともに、モデル事業実施社協に対し、情報提供や研修機会の提供等、必要な支援を行なう。自立相談支援事業については、とくに町村部における取り組みの検討を通じ、町村社協の総合相談機能の強化を図る。家計相談支援事業については、関連事業との関係や支援計画立案の考え方等について整理する。
- また、全国経営協および関係種別協議会と連携し、社会福祉法人・福祉施設における生活困窮者支援の取り組みの推進等を図る。
- これらの取り組みを通じ、生活困窮者自立支援制度の施行にかかる課題を把握、整理し、地域福祉の推進に資する制度となるよう所要の対応を図る。

### **Ⅲ. 福祉サービスの質の向上、利用者等の権利擁護活動の推進**

#### **<情勢認識>**

福祉サービスの質の向上に関しては、第三者評価事業の普及および受審事業者数の拡大、運営適正化委員会事業の一層の推進ならびに福祉施設・事業所における苦情解決の仕組みの活性化に向けた取り組みを総合的に推進し、誰もが安心して利用できる福祉サービスを実現していくことが求められる。

日常生活自立支援事業については、その取り組みが定着し、利用を必要とする人びとが年々増加するなか、適切な事業運営を確保するための財源ならびに体制の強化が求められる。また、成年後見等の権利擁護を目的とする取り組みとの連携を促進し、地域における総合的な権利擁護体制を早急に具体化する必要がある。

児童、高齢者、障害者等に対する虐待問題については、その予防・早期発見・早期対応に向けた取り組みの一層の推進が求められる状況にあり、引き続き虐待防止に向けた福祉施設、社協、民生委員・児童委員、行政等のそれぞれの取り組みと、相互の連携・協力の強化を図っていく必要がある。

#### **<平成 26 年度の取り組み>**

##### **1. 福祉サービスの質の向上に向けた総合的な取り組みの推進**

- ・ 「福祉サービスの質の向上推進委員会」において、福祉サービス第三者評価の受審、福祉サービスの苦情解決等、福祉施設・事業所におけるサービスの質の向上に関する総合的な検討を行い、取り組みの推進を図る。
- ・ 全国段階の第三者評価事業の推進組織として、評価調査者養成のための指導者研修の実施や評価基準の普及・更新とともに、関係各部・所が協力し、種別協議会等と連携して一層の受審促進に取り組む。
- ・ 都道府県運営適正化委員会に関する取り組みとして、福祉施設・事業所のサービスの質の向上につなげることを目的に、苦情・相談内容や対応困難事例の収集、分析等を行い、各都道府県社協等への情報提供を行う。

##### **2. 総合的な権利擁護・日常生活支援体制の構築、虐待防止の取り組みの推進**

- ・ これまでの地域の権利擁護体制構築に関する研究成果に基づき、日常生活自立支援事業や成年後見制度をはじめ、地域における総合的な権利擁護体制の構築に対する社協の取り組みを推進する。また、地域の権利擁護体制構築の視点から日常生活自立支援事業のあり方について検討する。
- ・ 障害者差別解消法および障害者権利条約に対する理解の促進、障害者の虐待防止の取り組みの推進を図り、地域における障害者の権利擁護の一層の推進に向け、啓発活動を行なう。
- ・ 「児童虐待防止に向けた行動方針」に基づき、民生委員・児童委員、児童福祉施設、社協関係者等、幅広い関係者と連携し、児童虐待防止に向けた各地域の一層の取り組みを推進する。

- ・ 福祉施設・事業所等における虐待防止および利用者の権利擁護に向けては、関係種別協議会とともに、倫理綱領、手引き、チェックリスト等の普及や研修機会の提供を通じ、その考え方および手法の浸透と徹底に取り組む。あわせて、「権利擁護・虐待防止セミナー」の開催および「権利擁護・虐待防止白書」の発行を通じ、総合的に権利擁護、虐待防止に関する啓発および取り組みの普及、推進を図る。

## **IV. 地域におけるきめ細かな福祉活動の展開**

### **<情勢認識>**

少子高齢化、過疎化、家族機能の脆弱化、単身世帯や夫婦のみ世帯の増加、住民同士の関係の希薄化等、地域社会をとりまく状況は年々変容している。このような状況のなか、誰もが地域社会の一員として、住み慣れた場所で安心して暮らしていくためには、公的なサービスの充実や運用の改善とともに、日常生活圏域における支援ニーズへの気づき、日常的な見守り、交流、支えあい等、豊かな地域福祉活動が欠かせない。これらの取り組みの充実に向け、社協が従来から取り組んできた小地域福祉活動やボランティア・市民活動の振興・支援の一層の拡充を図り、多様な生活課題や福祉課題に対応していく必要がある。

地域福祉の推進に向けては、より住民に身近な立場から訪問・支援活動に取り組む民生委員・児童委員の存在が不可欠であり、その活動の重要性は一層増している。民生委員・児童委員活動支援を積極的に展開すべく、民児協の運営支援とともに、民生委員・児童委員活動の社会的な認知向上に向けて引き続き取り組みを進める必要がある。

また、地域の生活課題・福祉課題が複雑・多様化するなかにあって、永年に渡り社会福祉実践を積み重ねてきた社会福祉法人・福祉施設がその高い専門性を最大限に発揮し、地域社会の期待に応えていくことが求められている。

### **<平成 26 年度の取り組み>**

#### **1. 地域協働による重層的な福祉活動とケア体制の構築**

- ・ 「社協・生活支援活動強化方針」推進プロジェクト委員会において、都道府県・指定都市社協による市区町村社協の取り組みの支援策や事例の収集・提示を行い、「社協・生活支援活動強化方針」の全国的な普及と各社協における具体化を推進する。
- ・ また、生活困窮者自立支援制度の自立支援相談モデル事業に関する取り組みを通じ、市区町村社協における地域住民、民生委員・児童委員、福祉施設等の協働の取り組みとしての総合相談の取り組みを推進する。

#### **2. 市区町村社協の経営基盤強化支援**

- ・ 地域福祉推進委員会を中心に、社協運営の一層の適正化や組織体制の充実に向け、出納業務に関するチェックリストや社協モデル経理規程等の普及・活用促進、機関紙や研修会等による情報提供を行う。

- ・ また、社協活動実践研修をはじめとする社協職員向けの研修会を開催し、社協職員の育成を支援する。

### 3. 地域における民生委員・児童委員活動の一層の推進

- ・ 厚生労働省「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」の結果を踏まえ、活動費や研修関連予算等の重点事項を中心に改善の要望に取り組むとともに、民生委員・児童委員の活動に対する社会的理解の促進に向け、情報発信の充実・強化に取り組む。
- ・ 平成 29 年の民生委員制度創設 100 周年に向け、全民児連を中心に、今後の民生委員・児童委員制度のあり方や活動の方向性等に関する検討を進める。

### 4. ボランティア・市民活動の振興、地域における福祉教育の推進

- ・ 「社協ボランティア・市民活動強化方策」（仮称）を策定し、ボランティア・市民活動の推進、センターの効果的運営等、今後の取り組みの方向性を示す。
- ・ 「社会的包摂にむけた福祉教育プログラム研究委員会」において、社会的孤立等の深刻な問題の解決に向け、福祉教育担当者の育成プログラムや福祉教育プログラムの検討を進める。

### 5. 社会福祉法人による公益的取り組みの促進

- ・ 社会福祉法人が社会福祉事業の主たる担い手として良質な福祉サービスを提供するとともに、生活困窮者に対する生活支援をはじめとする公益的な取り組みを一層推進し、地域の福祉増進を図る。

## V. 福祉・介護サービスを担う人材確保、育成への取り組み

### <情勢認識>

地域の福祉ニーズに対応し、きめ細かな福祉サービスを提供していくためには、それを担う質の高い人材の確保が不可欠である。しかし、福祉・介護人材の需給状況については、福祉士養成校の定員割れが生じるなど、担い手の確保が大きな課題となっている。

福祉人材センターにおいては、職業紹介事業をはじめ、地域の実情にあわせた多様な取り組みが求められており、福祉分野の専門機関としての存在意義と役割の明確化を含め、一層の機能強化が必要である。

福祉・介護人材の確保については、新たな人材の参入促進に加え、職場への定着の促進も重要な課題となっており、働きやすくやりがいを感じられる職場づくりの推進が求められる。さらに、福祉・介護人材のキャリア形成に対する支援や、対人援助職としての専門性の向上に対する支援を強化していくことも必要である。

このような状況を踏まえ、福祉人材センター・バンク、研修実施機関、種別協議会との連携・協働による養成校等関係者への積極的な働きかけ、人材育成の取り組みをさらに推進する必要がある。

## ＜平成 26 年度の取り組み＞

### 1. 福祉・介護人材の確保、育成と福祉人材センター機能の強化

- COOL システムの効果的活用の促進、キャリア支援専門員の実践の共有化、業務マニュアルの普及等により、福祉人材センターのマッチング機能の強化を図る。
- 福祉系大学や福祉専門職の養成施設の卒業生の福祉職場への就業率の向上に向け、関係各部・所が連携し、全国経営協および各種別協議会とともに、福祉施設等の職場に対する学生や教員の理解促進を図るため、大学や養成施設における説明、職場体験の推進、求職マイページの活用促進に取り組む。また、福祉施設退職者への福祉人材センター紹介パンフレットの配布や、保育士・保育所支援センター事業の支援を通じ、福祉職場への潜在有資格者の就業支援を推進する。
- 福祉施設等における働きやすい職場づくりの推進に向けては、関係各部・所が連携し、全国経営協および各種別協議会との課題の共有化を図るとともに、「働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくり」推進要領の普及等を図るなど、取り組みを進める。
- これらの取り組みを通じ、都道府県社協における福祉人材センターの機能強化の取り組みを推進、支援する。

### 2. 中央福祉学院研修事業の充実及び社協・福祉施設職員等の養成・研修の推進

- 研修内容の見直しや充実、受講者の確保・増員等、研修事業の拡充を図り、学院経営・運営の安定化に向けた取り組みを一体的に進める。さらに、引き続き受託研修事業や研修事業全般の執行について改善の具体化を進める。
- 社会福祉士養成通信課程については、短期養成課程（第 1 期）の実施状況を踏まえ、受講者の募集・実施方法の見直しについて検討する。なお、介護福祉士資格取得にかかる実務者研修については、その動向を把握し、必要な取り組みを行う。
- また、福祉施設長に求められる今日的な役割・機能を踏まえ、全国経営協ならびに種別協議会、関係部・所連携のもと、施設長資格の再構築に向け、「福祉施設長専門講座」のあり方検討を含めて取り組みを進める。
- 都道府県・指定都市社協（研修実施機関）における「キャリアパス対応生涯研修課程」への取り組みの普及・促進を図るとともに、種別協議会等との連携のもと社会福祉法人・福祉施設からの参加促進に向けた広報・普及活動を展開し、福祉・介護人材のキャリア形成に資する。
- 都道府県・指定都市社協職員を対象とした階層別の研修を実施するとともに、研修テキストの普及に取り組む。
- 福祉施設職員等の研修については、全国経営協ならびに種別協議会による実施とともに、中央福祉学院における研修事業の充実を図る。



## VI. 国際協力、出版・広報事業の充実、本会経営管理体制の強化

### <情勢認識>

わが国の社会福祉の充実とともに、民間社会福祉分野における国際交流、国際貢献は本会の重要な役割の一つであり、これまで 30 年間にわたるアジア諸国からの研修生の受け入れをはじめとする交流活動や、大規模災害発生時の支援活動を展開してきたところである。今後においても、引き続きアジア諸国の社会福祉の充実に向け、交流・支援活動に取り組む必要がある。とくに、フィリピンの台風 30 号被災地に対する福祉支援活動（生活支援、復興支援等）については、全国の社会福祉関係者とともに取り組むべき重要な課題である。

社会福祉関係図書、雑誌の刊行は、関係者への情報提供、実務・実践に関する知識・ノウハウ提供を通じたサービスの質の向上、事業者の経営支援の一助として重要な役割を有しており、刊行・企画の一層の充実と販売促進を図る。

また、社会福祉に対する国民的な理解促進、なかでも社協組織の周知や存在意義や活動実態をアピールするためには、積極的な広報活動が必要である。本会ホームページにおいて全国各地の福祉実践を幅広く紹介するとともに、マスコミ関係者との連携強化を図る。あわせて本会の事業・組織や種別協議会等の活動状況を広く社会に発信していく。

また、本会と都道府県・指定都市社協との連携を一層強化し、社協組織が一体的に取り組むべき活動の方向性を示すとともに、それぞれの経営課題を共有化し、経営全般にかかる指針等を示していくことが求められている。

一方、本会事業の効果的、効率的な運営とともに、経営管理体制のさらなる強化に努める必要があり、これまでの成果を踏まえた事業の重点化、業務執行体制の一層の適正化に向けた内部統制機能の定着促進に取り組んでいく。

### <平成 26 年度の取り組み>

#### 1. アジア社会福祉従事者研修ならびに海外社会福祉支援活動の推進

- ・ アジア各国における社会福祉関係者のネットワークの拡充に向け、アジア社会福祉従事者研修の推進とともに、「修了生福祉活動支援会員事業」について、種別協議会等との連携のもと、各国修了生の支援に向けて、本事業の一層の推進を図る。また、本年は 5 年に 1 回の「第 6 回アジア社会福祉セミナー」を開催する。
- ・ 平成 25 年の台風 30 号によるフィリピンの被災者の支援を目的に、全国の社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員から寄せられた拠金をもとに、フィリピンにおける被災者支援活動に対する助成事業を実施する。
- ・ 本年の日本・韓国・台湾民間社会福祉代表者会議については本会が主催し、各国の社会福祉をめぐる課題や実践に関する情報を共有することにより、相互理解と関係強化を図る。

## 2. 広報事業の充実・強化

- ・ 社会福祉事業や各種福祉活動に関して、市民向けの解説や動画による事例紹介を本会ホームページに掲載し、社会福祉に関する国民的な理解促進を図るとともに、より見やすく分かりやすいホームページの運用を進める。
- ・ 「全社協 Action Report (アクションレポート)」を発行し、社会福祉の課題や取り組みに対する社会的理解の促進を図るとともに、本会の事業・組織や種別協議会等の活動状況を広く社会に発信する。また、マスコミ関係者に向けては、社会福祉活動に関する先駆的事例や各福祉現場の実情・課題を内容とするプレスリリースを配信するとともに、定期的な懇談を重ね、日常的な関係づくりを進めるなど、本会の広報機能の充実・強化を図る。

## 3. 参考図書刊行事業の企画内容の充実と販売強化

- ・ 月刊雑誌および参考図書の内容の充実を図り、幅広い福祉関係者にとって有意義で活用される雑誌・図書を刊行する。参考図書の新規企画や販売の強化に向けては、各部所・長による出版企画会議において検討し、本会全体で参考図書刊行事業の充実・強化に取り組む。また、全国経営協ならびに各種別協議会とも連携し、月刊雑誌等の内容の充実および読者数の拡大に取り組む。

## 4. 都道府県・指定都市社協の経営のあり方に関する検討、提示

- ・ 「都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会」において、「当面の活動方針」に関連する事業実施状況の把握および実施促進の方策等に関する検討を行うとともに、社会福祉に関する制度改革や今日的な福祉課題を踏まえ、追加方針の策定について検討する。また、「指定都市分科会報告」をもとに、大都市における社協活動に関するセミナーを企画、開催し、今日的に求められる役割と事業展開の方向性について共有する。
- ・ 社協組織の法人運営体制の強化に向けて、法人運営をめぐる諸課題の共有と一層の適正化に向けた取り組みを確認することを目的に、「都道府県・指定都市社協総務部課長会議」を開催する。

## 5. 新霞が関ビルの安定経営の確保、ロフォス湘南の管理・運営

- ・ 新霞が関ビルの設備環境の維持、「灘尾ホール」等の利用促進を図り、安定経営を確保するとともに、法人として節電・CO2 排出削減の取り組みを促進する。
- ・ ロフォス湘南の研修・宿泊環境の一層の充実・向上に向けて、施設・設備等の適切な管理運営に取り組むとともに、各部・所が協力して施設利用の促進を図る。

## 6. 「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金」の運営

- ・ 財政状況および市場動向を注視しつつ、財政再建策に基づき、基金の安定かつ適切な運営に取り組む。また、本年度は3年に一度の給付率算定根拠の定期再計算の実施年度に当たることから、平成 27 年度から3ヵ年の給付率調整について運営委

員会において協議を進める。資産運用については、引き続き十分な留意のもとで行い、加入団体に対する適宜・適切な情報提供を行う。

## 7. より適正な業務執行体制の確立

- ・ 外部監査、内部監査の結果に基づく諸規程等の見直しや運用改善をはじめ、監事との連携のもと、適正な事業執行体制と内部統制機能の強化を図る。
- ・ 社会福祉法人や社会福祉協議会の今後の活動の方向性を見据え、本会事業・財政の適正執行ならびに組織運営の強化に向けて、中長期的な見通しのもと所要の対応を図る。

## Ⅶ. 東日本大震災にかかる支援活動の継続および大規模災害対策の推進

### <情勢認識>

東日本大震災被災地の復興に向け、引き続き被災地の支援ニーズを踏まえ、各関係組織との連携のもと、被災した社協、社会福祉法人・福祉施設の復興支援、被災地の民生委員・児童委員活動の支援など、各分野における支援活動に継続して取り組む必要がある。

また、平成24年度にとりまとめた「大規模災害基本方針」について、社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員の各組織を中心としつつ、幅広い関係者への普及と理解促進を図り、今後の大規模災害の発生に備えた態勢整備を進める。

### <平成26年度の取り組み>

#### 1. 東日本大震災にかかる支援活動の継続および大規模災害対策の推進

- ・ 東日本大震災被災地支援活動を推進し、生活支援相談員等による被災地における生活支援・相談活動に対する支援、被災社協の復興支援、被災した社会福祉法人・福祉施設に対する介護職員の応援等に取り組む。
- ・ 「大規模災害対策基本方針」に基づき、具体的な取り組みを推進するとともに、災害福祉広域支援ネットワークの動向も踏まえつつ、都道府県・指定都市社協、種別協議会等と連携して、各分野の態勢整備を進める。あわせて、本会「緊急事態に対する業務継続計画（BCP）」の実施体制の維持・強化を図り、有事に備える。